

平成 16 年 3 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ル バ ッ ク  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 村 久 三  
(コード番号：6728)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 経 営 企 画 室 長 常 見 佳 弘  
(TEL. 0467-89-2033 大代表)

### 公募新株式の発行価額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 16 年 3 月 15 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による新株式発行につきましては、発行価額等が未定でありましたが、平成 16 年 3 月 30 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

#### 記

1. 発 行 価 額 1 株につき 金 1,700 円  
(ただし、引受価額が発行価額を下回る場合は、当該新株式の発行を中止する。)
2. 発行価額中資本に組入れない額 1 株につき 金 850 円  
(なお、引受価額が発行価額を上回る場合、その差額についても資本に組入れない。)
3. 仮 条 件 2,000 円 から 2,200 円

#### 4. 仮条件の決定理由等

当社は、真空装置・機器の製造及び販売等を行っております。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

高い技術力を有していること。

業界における相対的安定性を備えていること。

当社業績が顧客の設備投資動向に影響を受けやすいこと。

以上の評価に加え、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規公開株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は 2,000 円 から 2,200 円の範囲が妥当であると判断いたしました。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なうに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 募集・売出しの概要

#### (1) 発行新株式数及び売出株式数

発行新株式数	普通株式	5,000,000株
売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による売出し 3,710,000株 オーバーアロットメントによる売出し 1,000,000株 ( )

(2) 需要申告期間 平成16年4月1日(木曜日)から  
平成16年4月7日(水曜日)まで

(3) 価格決定日 平成16年4月8日(木曜日)  
(発行価格は、発行価額以上の価格で、仮条件により需要状況等を  
勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成16年4月12日(月曜日)から  
平成16年4月15日(木曜日)まで

(5) 払込期日 平成16年4月19日(月曜日)

(6) 配当起算日 平成15年7月1日(火曜日)

(7) 株券受渡期日 平成16年4月20日(火曜日)

( )上記のオーバーアロットメントによる売出しは、募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、募集並びに引受人の買取引受による売出しとは別に1,000,000株を上限としてなされる、野村證券株式会社が当社株主である株式会社みずほ銀行より借入れる当社普通株式の野村證券株式会社による売出しであります。したがって、上記のオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合があります。

なお、これに関連して、当社は平成16年3月15日及び平成16年3月30日開催の各取締役会において、野村證券株式会社を割当先とし、払込期日を平成16年5月18日とする当社普通株式1,000,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、平成16年4月20日から平成16年5月11日までの間、上記のオーバーアロットメントによる売出しのために当社株主である株式会社みずほ銀行から借入れる当社株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引がなされた場合、本件第三者割当増資にかかる割当においては、かかるシンジケートカバー取引により取得した株式数に対応する株式について、割当に応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 2. 第三者割当増資の条件

(1) 発行価額	1株につき	金 1,700円
(2) 発行価額中資本に組入れない額	1株につき	金 850円

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なうに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。